

1.令和9年度 地域公共交通計画の認定申請について

1-1.趣旨

地域公共交通確保維持事業による国庫補助金を活用して、地域公共交通の運行を確保・維持しようとするときは、地域公共交通計画に必要書類を添えて国に認定申請をする必要がある。この認定申請を行うにあたっては、地域公共交通会議にて協議を調える必要があるため、その内容について協議するものである。

1-2.活用予定の国庫補助金

名 称	地域内フィーダー系統補助金
概 要	幹線に接続し、幹線交通を補完する支線の運行経費を補助する
補 助 率	補助対象経費の2分の1 ただし、市町村ごとに定められた上限額と補助対象経費の2分の1を比較して金額が低い方
補 助 期 間	令和8年10月～令和9年9月

※地域間幹線系統補助金については、4市町村協議会にて申請（喜志循環線等）

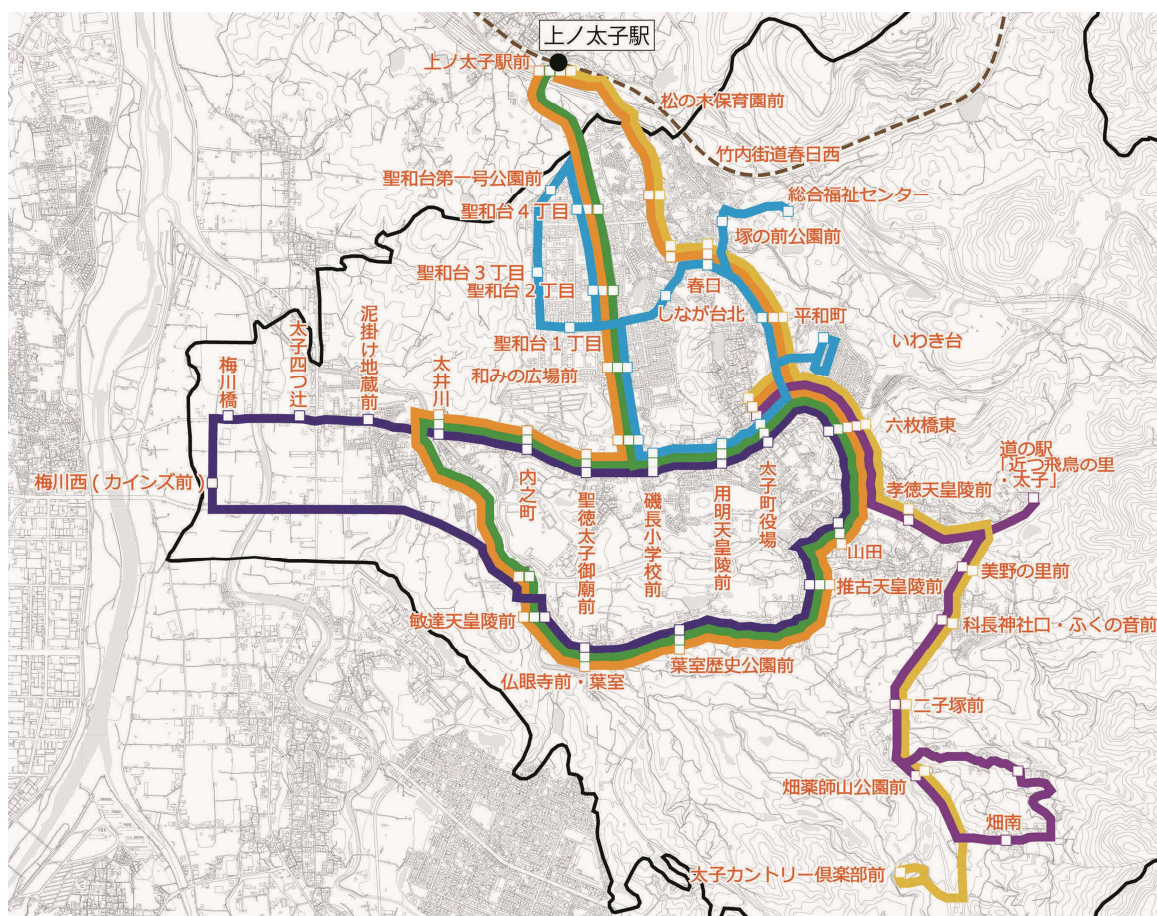
1-3.申請内容

- ・様式第1-1 地域公共交通計画認定申請書
- ・補助要綱規定事項一覧表及び記載箇所抜粋
- ・地域公共交通計画別紙
- ・表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
- ・表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

1-4.スケジュール

令和 8 年												令和 9 年												令和 10 年		
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
	計 画 認 定 申 請			計 画 認 定														交 付 申 請		事 業 評 価		交 付 決 定				
補助対象期間 (令和 8 年 10 月～令和 9 年 9 月)																										

1-5.地域内フィーダー系統補助対象路線



- (1) 春日・畑線
- (2) 太子中央循環線（山田回り）、(3) 太子中央循環線（山田回り）役場止まり（駅→役場）(4) 太子中央循環線（太子回り）、(5) 太子中央循環線（太子回り）役場発（役場→駅）
- (6) 上ノ太子駅町内周回線（春日回り）、(7) 上ノ太子駅町内周回線（春日回り）役場止まり（駅→役場）、(8) 上ノ太子駅町内周回線（聖和台回り）(9) 上ノ太子駅町内周回線（聖和台回り）役場発（役場→駅）
- (10) 総合福祉センター役場線（磯長台回り）、(11) 総合福祉センター役場線（磯長台回り）聖和台経由、(12) 総合福祉センター役場線（いわき台回り）(13) 総合福祉センター役場線（いわき台回り）聖和台経由
- (14) 畑・山田役場線
- (15) 太子・役場線

2.地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画の軽微な変更に係る包括的な合意について

地域公共交通確保維持改善事業実施要領において、予め協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、条件を満たす軽微な変更に限り、協議会を開催しなくても協議会の議論を経たものとして取り扱う、と規定されている。

そこで、本地域公共交通会議においても、包括的な合意を諮るものである。

【条件】

- 各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- 各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- 各補助対象系統のキロ程の10%以内の増減
- 各補助対象事業者に係る内定額の総額の10%以内の増減

※ただし、当該変更後の計画については、協議会構成員において情報共有されることが必要である。